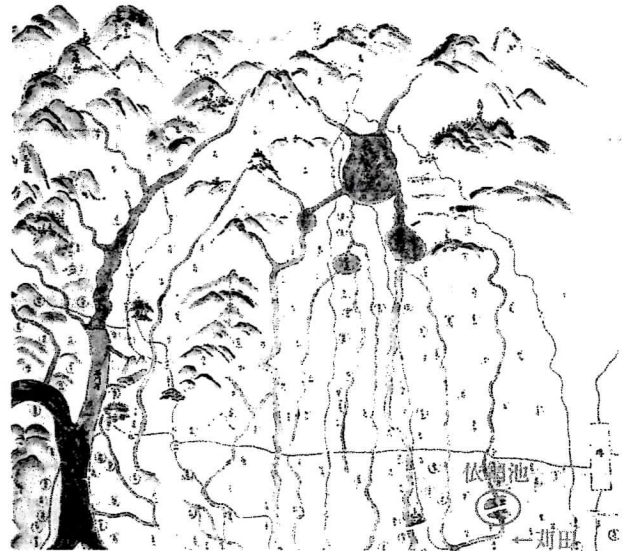


この北河内地域は、大和川が旧河内湖を埋め立てた低湿地でしたが、有史以来開発が進み、段々耕地や人口も増加してきますと大和川の氾濫が問題になってきました。

特に、淀川と大和川のように大規模な川同士の合流の場合は、被害が大きなものとなり、大和川の流路を替えようと言う運動が被害地で起こってきました。

この運動は、江戸時代初期から何回も行われ、その都度賛成地域、反対地域で幕府への働きかけが繰り返されました。

特に、依網池が河床の予定地に選定されている事がわかり、この池水を頼りにしている我々の地域は、一丸となって反対運動を展開しました。反対運動のために作成された、大きな絵図が寺田家文書に残っています。



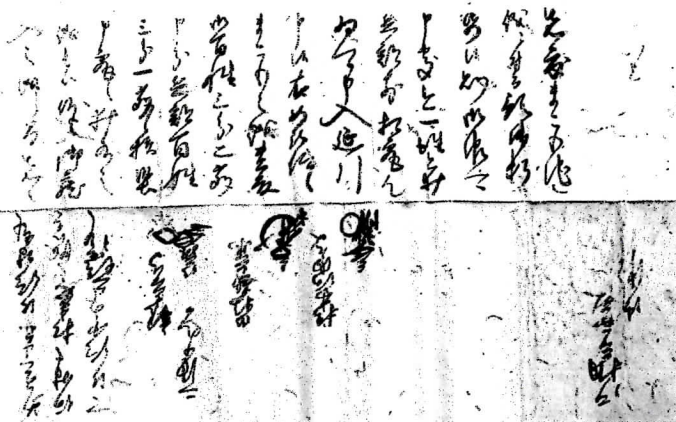
狭山池水系圖：新大和川で分断された依網池

結局、元禄16年(1703)に付け替えが決定され、翌年の宝永元年に着工し、約8ヶ月で完成しました。

狭山池から西除川と依網池を通して配水を受けていた荻田地域は、大和川で水系が遮断され、水が無くなってしまいました。

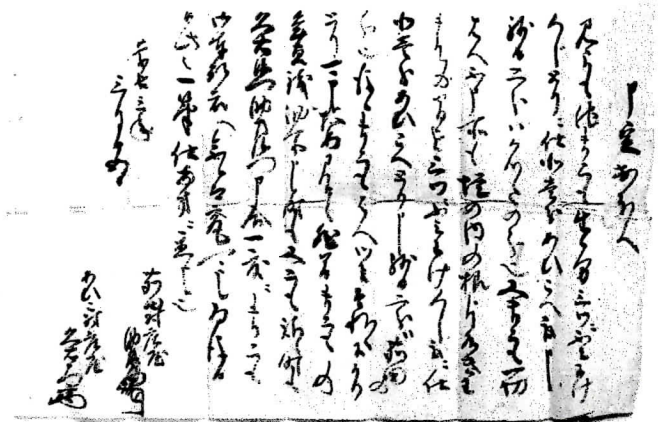
大和川から水を取る権利はあったのですが、元々川ではない所に大量の水が流れ、それが下方浸食でどんどん深くなって行き、当時の水車くらいでは揚水できなくなったのです。それで、川の北側に残った池の残りを強化し、ため池にして行きますが、これも自然に埋まってしまい、享保15年(1730)には、関係する村々で池床を分割し埋め立てることになりました。この時の関係文書は、色々な地域に残っており、水利変更が沢山の村々に影響していた事が分かります。

よさみ池関連の古文書（寺田家所蔵）



検地奉行衆書状：慶長 3(1598)年のものと推定

まこも池(よさみ池)のまこも収穫に関する裁下文書で、文禄検地を担当した奉行三名の連名である。



みよも池まこも刈取権に関する覚書：慶長 3(1598)年

荻田村と我孫子村の庄屋が連名で署名し、慶長三年三月十五日付で取り交わされた。

依網池は土地としては、庭井村にあるのですが、利用権は荻田と我孫子が持っていました。それで、埋め立てに関する権利も荻田、我孫子、庭井に認められたようです。この時にできた新田が現在の荻田9、10丁目や我孫子9、10丁目でも両方とも不自然に、本村から庭井側へつきだしています。

荻田村の産業は農業ですが、荻田鋳物師の活動があったように、非常に古くから、大坂や堺と言った都市圏の近郊となっていました。

農業も、稲・麦だけではなく、木綿、菜種と言った換金作物や野菜なども作っていました(荻田は田辺と並んで大根が有名だったようです)。特に、綿作は盛んで、河内木綿となっていたのでしょう。水利が不便になり、水が沢山必要な水田より、木綿作りがさらに盛んになったと思われます。